

【中小企業庁】

平成 29 年度税制改正の概要について（一部抜粋）

～中小企業・小規模事業者関係～

◎「攻めの投資」を支援する税制措置

・中小企業投資促進税制の上乗せ措置（即時償却等）を改組し、中小企業経営強化税制を創設。対象設備を拡充し、一定の器具備品・建物付属設備を追加する。適用期限は2年間。固定資産税の特例対象設備も、地域業種を限定した上で、同様に拡充することで、サービス業も含め、幅広く中小企業の生産性向上を強力に後押しする。

・中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制も適用期限を2年間延長する。

【拡充対象設備（例）】

<器具備品>

冷凍陳列棚 ルームエアコン サーバー 業務用冷蔵庫 介護浴槽

ブレーキ・スピードテスター 介護用アシストスーツ 理美容機器

三次元座標測定機（寸法をマイクロメートル単位で測定）

<建物付属設備>

エレベーター 空調設備 高圧受電設備

◎生産性向上のための固定資産税の特例

・GDP600兆円に向けて、中小企業の実産性向上は緊急の課題。

・とくに赤字法人を含む商店・飲食店・介護事業者などの中小サービス業の実産性を促すため、中小企業等経営強化法の認定を受けた事業者が取得する機械装置にかかる固定資産税の特例措置を拡充する。対象設備に一定の器具備品・建物付属などを追加。追加設備については、対象となる地域・業種を限定し、重点的に支援する。

収益力強化設備（B類型）

要件	①経営強化法の認定 ②投資収益率が年平均 5%以上の投資計画に係る設備
対象設備	◆機械・装置（160 万円以上） ◆工具（30 万円以上） ◆器具備品（30 万円以上） ◆建物附属設備（60 万円以上） ◆ソフトウェア（70 万円以上）
確認者	経済産業局
その他要件	生産等設備を構成するものであること ※国内への投資であること／中古資産・貸付資産でないことなど
税制措置	即時償却または 7%税額向上（資本金 3 千万以下または個人事業主 10%） ※事業用に直接供される設備（生産等設備）が対象。事務用器具備品、本店、寄宿舎などにかかかる建物附属設備等が対象外

//

◎中小企業投資促進税制の延長

・中小企業投資促進税制は、中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、税制控除（7%）または特別償却（30%）の適用を認める措置。

・対象設備などについて、一部見直しを行い（上乗せ措置を改組し、中小企業経営強化税制を創設、器具備品を縮減）、適用期限を 2 年間延長。

（2016.12.16 時点／中小企業庁発表）